

第 4 章 宅地造成給水工事

1 用語の定義

(1) 宅地

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

(2) 宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

(3) 造成宅地

宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。

（参考）宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）

最終改正：令和4年12月20日法律第55号より

(4) 給水装置

需要者に水を供給するために新居浜市が施設した配水管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。また、他の所有者の給水装置（量水器一次側）から分岐して設けた給水管及び給水用具は、独立した給水装置となる。

(5) 給水共同管

配水管から分岐する給水管のうち、複数の給水装置が分岐する給水管をいう。

(6) 開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設のように供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。新居浜市の開発行為の基準は、開発許可申請の手引きによる。【参照：開発許可申請の手引き 新居浜市 令和4年4月改定】

2 宅地造成給水工事の定義

宅地造成給水工事に該当する給水工事は、止水栓、伸縮止水栓及び量水器等を設置せず、宅地内に引き込みした給水管末端にキャップ打ちで工事終了とするもので、以下のとおりとする。

(1) 宅地以外の土地を宅地にするために行われる工事に伴う給水工事

(2) 既存宅地の形質の変更（切土、盛土）を行う工事における給水工事

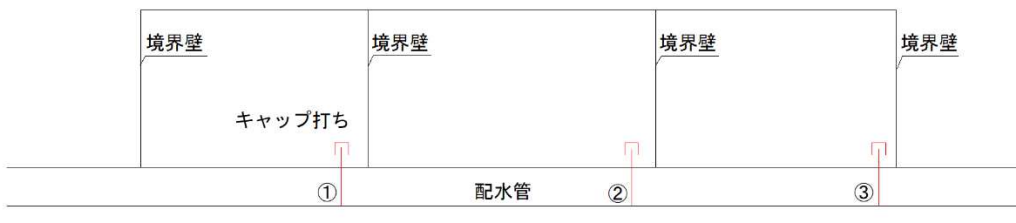
(3) 既存宅地を分割し、分筆登記した上で、境界コンクリート等永続性のある
構造物によって土地境界を明示する工事における給水工事

注1) 給水装置を有する既存宅地を更地にしたものや分筆登記した境界を永続的に明示する構造物のない宅地については、宅地造成とは見なされないため、これらの宅地に給水工事を行う場合は、給水装置として止水栓、伸縮止水栓、量水器及び給水栓を設置しなければならない。

注2) 申込は、配水管又は既存給水管からの分岐ごとに行うこと。

例1) 宅地造成給水工事に該当する

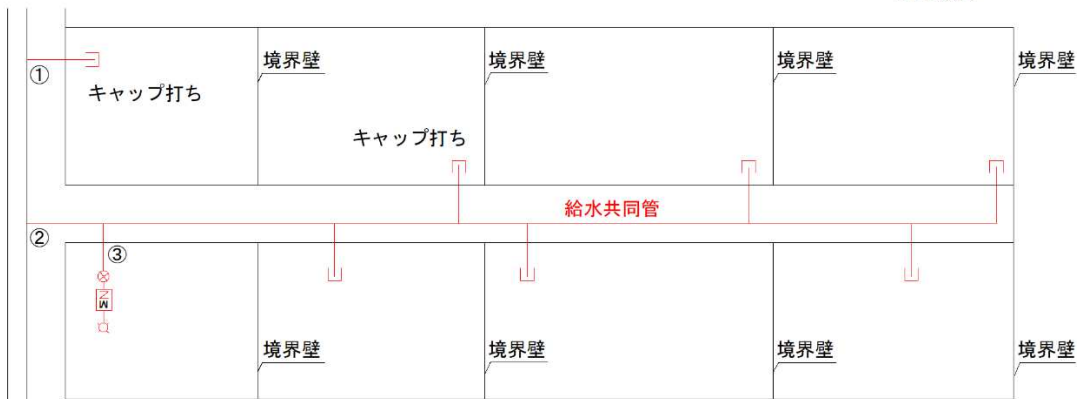
宅地造成あり



※配水管からの分岐ごとに申込をする。この場合、①②③の申込はそれぞれ行う。
また、①②③ともキャップ打ちではなく、量水器等の設置申込でもOK

例2) 宅地造成給水工事に該当する

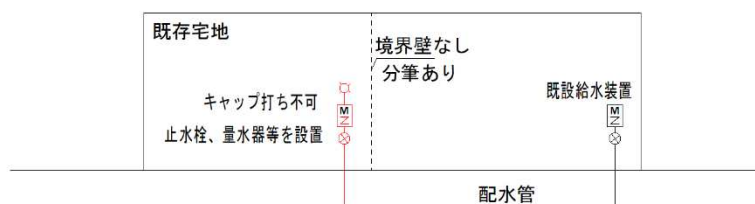
宅地造成あり



※配水管からの分岐ごとに申込をする。この場合、①②の申込はそれぞれ行う。
①についてはキャップ打ちではなく、量水器等の設置申込でもOK
②について、給水共同管の一部から取り出した枝管に量水器等を設置する場合は、別の申込③とする。
③については、施工の都合上、②の完成検査を行う前に申し込みできるものとする。

例3) 宅地造成給水工事に該当しない

宅地造成なし



※今後、必ず建物を建てることがわからないためキャップ打ちでの完了はできない。

3 提出書類

宅地造成給水工事において、給水工事申込書以外に必要な提出書類は下表のとおりである。

提出書類		宅地造成	
		3区画 以上	2区画 以下
申込時	給水承認申請書 (P4-7)	○	×
	位置図		×
	開発行為許可書 (写)	○注1	○注1
	各管理予定者との協議経過書 (写)		
	平面図、詳細図	○	×
	水理計算書	○	△注2
工事着手時	工事着手届 (P4-8)	○	×
	誓約書 (P4-9)	○	×
	給水装置管理人届 (P4-10, 11)		
工事完了時	工事完了届 (P4-12)	○	×
	完成図 A3を1部		×
	制水弁台帳		
	CADデータ		
	寄付採納願、給水管管理申込書 (P4-13~16)	△注3	△注3

注1) 開発許可を受けているものについて提出する。

注2) 局から指示があった場合は添付すること。

注3) 開発行為において布設する給水共同管で、開発道路を新居浜市に帰属するものについては、合わせて給水共同管も寄付することができる。また、開発行為によらず布設する給水共同管においても、基準を満たすものについては、寄附採納又は管理申込をすることができる。2区画以下の場合で申し込む場合は、完成図等管理用図面を必要とする。

(1) 書類提出における注意点

- ア 工事着手届は給水工事承認後に提出するものとし、工事着手届を提出する際に、上下水道局と工事工程について十分協議し、材料検査、洗管等の局職員の立会について日程等の打合せを行わなければならない。
- イ 工事施工中に変更が生じた場合は工事を一時中断し、速やかに上下水道局と協議をし、変更内容について承認を得た上で施工すること。
- ウ 変更内容については給水工事協議書により変更内容の協議録を後日提出し、上下水道局との変更協議について内容の確認をとっておくこと。工事申込時の施工内容と異なる施工について、給水工事協議書による確認が出来ない場合は修正工事、再施工等を指示する場合があるので、十分に留意すること。
- エ 工事完了後は工事完了届を速やかに提出するとともに検査依頼を行うこと。
- オ 水理計算書は第2章の簡易的な水理計算書でも可とする。

(2) 平面図及び詳細図について

ア 平面図

- (ア) 宅地造成給水工事に関する平面図の縮尺は $S=1:500$ を基準とする。造成区域の規模によっては上下水道局と協議の上、縮尺の変更を認める。
- (イ) 平面図のサイズは A3 を基準とする。造成区域の規模によっては、A2 若しくは A1 により作成すること。
- (ウ) 平面図には図面上部に工事のタイトル、右下に給水申込番号、申込者氏名、指定給水装置工事事業者名及び給水装置工事主任技術者名を記載すること。
- (エ) 平面図には位置図、管割図、道路横断面図、標準断面図を併記すること。
- (オ) 制水弁を設置する場合、配水管の分岐から制水弁までの布設状況を示す横断面図及び管割図を作成すること。
- (カ) 分岐する配水管と造成地が離れている場合、公道等に縦断的に布設された給水管についても同様に平面図に記入すること。
- (キ) 宅地造成給水工事により施工する給水管及び当該工事により支障となる場合の配水管布設替については他の線よりも太めの赤の実線で描画

し、給水管又は配水管の区分、管種、口径、土被り等に関する情報を旗揚げし明記すること。旗揚げの線及び情報を明記した文字の色は赤とし、旗揚げの線は給水管等の表示線よりも細めの線で描くこと。

- (ク) 分岐しようとする既設配水管は中程度の黒の実線で描画し、管種、口径、土被りを管延長方向に記入すること。
- (ケ) 分岐しようとする配水管の道路上の位置について、道路端からの離隔等を確認できる場合は記入すること。
- (コ) 宅地造成に伴い既設又は新設される雨汚水施設等の地下埋設物を細めの黒実線で記入し、線方向に施設名、管種管径、土被りを記入すること。
- (サ) 給水計画は、(コ) で判明している他の地下埋設物と計画する給水管との離隔を十分考慮して設計し、作図すること。
- (シ) 平面図及び完成図の作成にあたっては「**平面図及び完成図レイアウト**」(P4-6)を参考に作成すること。
- (ス) その他平面図の作成において不明な点は上下水道局と協議すること。

イ 詳細図

- (ア) 地形的な条件、他の地下埋設物が輻輳している等、平面図では描画しきれない配管上留意する部分(下水マンホールとの離隔、不断水分岐箇所における機器の設置スペース、水路の下越し部等)について詳細図を添付すること。
- (イ) 詳細図の縮尺は1/100を基準とし、必要に応じて縮尺の変更を行うこと。
- (ウ) 詳細図のレイアウトについては平面図作成のレイアウトを参考とすること。

平面図及び完成図レイアウト

方位

〇〇町二丁目造成工事に伴う給水管布設工事

***完成図は、図面タイトルに「完成図」を追加すること**

位置図

平面図

管割図

標準断面図

道路横断面図

詳細図

申込番号		
申請場所		
設計日		完成日
住所		
申込氏名		
提出者 代表者 氏名		
提出者 電話番号		
提出者 住所		

25 mm 60 mm

7 mm × 4 14 mm 21 mm

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

申込人住所

氏名

給 水 承 認 申 請 書

当申請場所へ給水をお願いしたいので、次のとおり申請いたします。

記

1. 目 的
2. 場 所
3. 造 成 面 積
4. 造 成 計 画 年 度
5. 建 築 計 画 戸 数
6. 年 度 別 建 築 戸 数
7. 位 置 図 ・ 平 面 図
8. そ の 他

工事着手届

係名	係	係長	副課長	主幹 ・ 技幹	課長
給水 管理係					

(宛先) 新居浜市上下水道局長

申込人

業者名

1. 申込番号 (上、西、東) ー

2. 工事名

3. 場所 町 丁目 番 号
番地

4. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

5. 工事責任技術者名

6. 工事内容

誓 約 書

(宛先) 新居浜市上下水道局長

新居浜市 町 造成地給水工事完成後の維持管理及び修理費等の一切の責任は申請人において解決いたします。

なお、漏水等における修理については、下記の業者が対応いたします。

年 月 日

申請人住所

申請人氏名

修理業者名

給水装置管理人

届

受 付

年 月 日

変更届

給 水 装 置 所 在 地	新居浜市				
給 水 装 置 所 有 者				電 話	
給 水 装 置 管 理 人	現				電 話
給 水 装 置 管 理 人	前				電 話
担 当	係 長	副 課 長	主 幹・技 幹	課 長	給水装置台帳番号
備 考					

使用者名	使用者名
代表者	
1	15
2	16
3	17
4	18
5	19
6	20
7	21
8	22
9	23
10	24
11	25
12	26
13	27
14	28

工事完了届

係名	係	係長	副課長	主幹 ・ 技幹	課長
給水 管理係					

(宛先) 新居浜市上下水道局長

申込人

業者名

1. 申込番号 (上、西、東) ー

2. 工事名

3. 場所 町 丁目 番 号
番地

4. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

5. 検査希望年月日時 年 月 日 時

6. 工事内容

寄 附 採 納 願

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり、給水管を寄附しますから採納願います。

1 寄附物件

(1) 名 称 上水道給水管 (令和 年度 申込番号)

(2) 所在地 新居浜市

(3) 管種・管径・延長

2 寄附目的

3 添付書類 位置図・公図・登記事項証明書・丈量図・平面図・管割図
横断図・掘削断面図・使用材料一覧・布設内訳一覧

4 その他 完成検査後、2年間は申込者の管理とし、その後管理引継ぎ検査を行います。

寄 附 条 件

- 1 上下水道局と事前協議を行い、局の基準で施行したもの。
- 2 給水管埋設土地が公道又は準市道に埋設されているもの
- 3 給水管口径が 50mm 以上であること。
- 4 布設後数年経過したものについては、
 - ① 給水管布設跡の舗装のたるみ等がないこと。
 - ② 制水弁ボックス等の凸凹の調整なされていること。
 - ③ その時点で漏水がないこと。
- 5 完成検査後、2年間は申込者の管理とする。
- 6 その他、管理上の問題が無いこと。

年 月 日

給水管管理申込書

(宛先) 新居浜市上下水道局長

申込者 住 所

氏 名 印

(TEL)

私（当社）が布設した次の給水管について、上下水道局管理基準に同意いたしますので、管理の受諾をお願いします。

1 管理物件

名 称（申込年度、申込番号） _____

所在地 _____

管種、管径、延長 _____

2 添付書類

位置図、平面図、管割図、横断図、掘削断面図

利害関係者の同意書等

管 理 条 件

- 1 管理受託とは、当該給水管の下記 2・3 項に記す道路面の管路であって、取り扱いは寄付採納と同等とする。
- 2 給水管埋設土地が公道面（市道、農道、準市道）であること。また、私道にあっては、権利者等の同意（同意書）を得た私道面であること。ただし、私道の権利者等に異動が生じた場合は、速やかに異動届を提出する。
- 3 管理とは直圧給水公道部を対象とし、受水槽を含む造成地内は管理対象外とする。（受水槽を含む造成地内は、給水装置管理者にて行うこと）
- 4 給水管口径が $\phi 30\text{mm}$ 以上 $\phi 50\text{mm}$ 以下で、事前に管理協議又は局の指示で施行したもの。ただし、 $\phi 25\text{mm}$ 以下は除く。
- 5 布設後数年経過したものについては、
 - ① 給水管布設跡の舗装のたるみ等がないこと。
 - ② 制水弁ボックス等の凸凹の調整がなされていること。
 - ③ その時点で漏水のないこと。
- 6 完成検査後 2 年間については、申込者又は施工業者にて給水工事に係る舗装を含む路面管理を行うこと。
- 7 その他管理上問題が無いこと。（完成検査に合格したもの及び不備な箇所を手直ししたもの）
- 8 受諾後は、上下水道局の事情により当該給水管の修理、分岐給水及び布設替等を行っても、一切の異議申し立てを行わないこと。

利害関係者の同意書

	住 所	氏 名	印
申込者			
申込者			
申込者			
申込者			
申込者			
申込者			
申込者			
申込者			
申込者			